

MMF 等の運営に関する委員会決議の一部改正

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>MR F 及び M M F の運営に関する委員会決議</u></p> <p>この委員会決議は、<u>MR F 及び M M F の運営に関する規則</u>（以下「規則」という。）に基づき自主規制委員会に委任された事項について定める。</p> <p>1 <u>MR F 及び M M F の運営に関する規則に関する細則</u>第 4 条第 3 項に規定する平均残存期間の計算例は、次のとおりとする。 （以下「計算例」省略）</p> <p>2 <u>規則第 27 条の 5 に規定する自主規制委員会</u>が定める記載例は、次のとおりとする。</p> <p><u>「委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び同条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買又は同法第 28 条第 8 項第 3 号若しくは同項第 5 号の取引を行う市場をいいます。）における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第○項による請求の受付を中止すること（及び、既に受付けた請求を取り消すこと）ができるものとします。」</u></p> <p><u>（注）上記の記載例にある「その他やむを得ない事情」には、決済機能の停止、想定を超える解約などにより受益者の公平性が担保出来ないと判断した場合も含むものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>MMF 等の運営に関する委員会決議</u></p> <p>この委員会決議は、<u>MMF 等の運営に関する規則</u>に基づき自主規制委員会に委任された事項について定める。</p> <p>1 <u>「MMF 等の運営に関する規則」に関する細則</u>第 4 条第 3 項に規定する平均残存期間の計算例は、次のとおりとする。 （同 左）</p> <p style="text-align: center;"><u>（新 設）</u></p>

新	旧
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年1月19日から実施する。</u> <u>ただし、この改正の際現に存するMMF等については、令和5年7月19日まで</u> <u>の間は、従前の規定によることができるものとする。</u></p>	